I 町村長・議会議員等の報酬(給料)及び旅費に関する調べ

| 報酬(給料) (単位:円)

			町	村長	副町	1 7 7 7	教	育 長	議	長	副	議長	議	員		
郡	• 町 柞	寸 名	条例額	減額条例適用後	条例額	減額条例適用後	条例額	減額条例適用後	条例額	減額条例 適 用 後	条例額	減額条例適用後	条例額	減額条例適用後	備	考
下城益郡	美 里	町	769,000		576, 500		530, 600		307, 200		254, 300		238, 400			
	玉 東	町	666,000		545, 000		508,000		315, 000		260,000		236, 000			
玉	和水	町	791,000				536, 000		326, 000		269,000		245, 000			
名郡	南関	町	790, 000	750, 000	574, 000	545, 000	524, 000	497, 000	333, 000		275, 000	260,000 **	250, 000	*	適用後日	域額条例 は、 条例適用
	長 洲	町	750,000		550,000		500,000		334, 000		276,000		251,000			
菊池	大 津	町	747, 000		593, 000		542,000		332, 000		273, 900		249, 000			
郡	菊 陽	町	747, 000		593, 000		542,000		332,000		273,000		249, 000			
	南小	国町	660,000		489, 000		453, 000		264, 000		217,000		198, 000			
冏	小 国	町	784, 000		582, 000		535, 000		309, 000		254, 000		234, 000			
蘇	産 山	村	650,000				490,000		260,000		213, 000		194, 000			
洪木	高 森	町	726, 300				509, 600		290, 500		239, 600		217, 800			
郡	南阿顏	蘇村	763, 000	610, 400	580, 000		580,000		310,000		256, 000		233, 000			
	西原	村	736, 000		549, 000		516,000		303, 000		250,000		228, 000			
	御 船	町	706, 400		548, 300		500,600		317, 400		262,000		237, 700			
上	嘉 島	町	741, 900		556, 000		527, 300		296, 800		244, 900		222, 600			
益城	益城	町	830, 400	747, 360 **	623, 500		569, 900		332, 100		274, 000		249, 100		※は 減次 は い に い い い い い い い い い り い り い り い り い い い い 。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	朝町長選) 選出さ 長の任期) 日の前
郡	甲佐	町	790, 700		593, 000		553, 200		315, 700		260, 500		237, 300			
	山都	町	791, 900		593, 900		544, 600		316, 300		260, 600		237, 600			

1 報酬(給料)

		町	村 長	副町	村 長	教	育 長	議	長	副	議長	議	員		
郡	· 町村名	条例額	減額条例適用後	条例額	減額条例適用後	条例額	減 額 条 例 適 用 後	条例額	減額条例適用後	条例額	減額条例 適用後	条例額	減額条例 適用後	備	考
八代郡	氷 川 町	745, 000		574, 000		533, 000		308, 000		254, 000		231,000			
葦北	7 - 40 7.1	798, 000		603, 000		543, 000		325, 000		268, 000		244, 000			
郡		740, 000		561,000		518, 000		310,000		255, 000		233, 000			
	錦 町	760, 000		585, 000		527, 000		302, 600		250, 100		227, 300			
- 15	あさぎり町	787, 000		605, 000		535, 000		316, 000		261,000		237, 000			
球	多良木町	749, 000		597, 000		527, 000		310,000		255, 000		232, 000			
	湯 前 町	774, 000		601,000		528, 000		298, 000		246, 000		225, 000			
磨	水上村	736, 000		571, 000		502, 000		295, 100		243, 300		221, 400			
	相良村	682, 000				506, 000		281,000		232, 000		211,000			
郡	五木村	676, 000		534, 000		480, 000		284, 000		234, 000		213, 000			
	山江村	740, 000		568, 000		509, 000		289, 000		238, 000		216, 000			
		745, 000	596, 000	572, 000	514, 800	513, 000	487, 350	298, 000		245, 000		223, 000			
天草郡	苓 北 町	758, 000		569, 000		531,000		303, 000		250,000		228, 000			

306, 894 306, 768 253, 039 252, 404 230, 619 230, 548	19, 135	523, 026	570, 532	573, 563	733, 141	746, 148	県 内 平 均
---	---------	----------	----------	----------	----------	----------	---------

2 旅費 (1) 町村長

_	(1/ =	אַנדוני										(丰位:1]/
郡	・町村名	車 賃 (1 kmにつき)	日当(1月県外	目につき) 県 内	宿 泊 料 甲 地 方		. つ き) 町村の区域内	食卓料	航	空	賃	備考
下城益郡	美 里 町	37	2, 400	2,400 💥	13, 100	11,800		1,700	実	費		※宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を 利用。
	玉 東 町	37	2,600	2,600	13, 100	11,800		2,600	実	費		
玉	和水町	37	2,600 💥	2,600 💥	13, 100	11,800		2,600	実	費		※宿泊を伴う場合のみ支給。
名	南関町	37	2, 200 ※1	※ 2	13, 200	11,800		2,700	実	費		※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉 名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、 八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
郡	長 洲 町	37	3,600 **1	2,600 ※ 2	13, 100	11, 800		2,600	実	費		※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊	大 津 町	37	2,600 💥	2,600 💥	13, 100	13, 100			実	費		※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない。
池郡	菊 陽 町	37	2,600 ※1	2,600 **1	13, 100	13, 100			実	費	※ 2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実	費		※1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない。
冏	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10, 000			費		※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張に おいて、航空機を利用する際に支給)として1日に つき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、 大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給し ない。
	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実	費		東京都内1日につき行動費2,000円。
蘇	高 森 町	37 ※1	2, 600	1,000	12,000 **2	11,000	11,000 ※2	原則実費※3	実	費		※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
郡	南阿蘇村	37	2, 500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実	費	※ 3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 **2	11,000 ※3	12,000 ※3			実	費		※1 1km37円または実費。※2 九州管内で宿泊を 要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に 掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額と する。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(1) 町村長 (単位:円)

御 扇 島 城 田 田 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	車 賃 (1 kmにつき) 37 35 37 37 37	県 外 2, 200 ※ 2, 200 2, 400 2, 200 ※	2, 200 2, 400	宿泊料 甲地方 13,500 14,000 14,100	乙地方 13,000 13,000	つき) 町村の区域内	食 卓 料	航空賃	備 考 ※宿泊を伴う場合のみ支給。
嘉島町益城町田 佐町	37 35 37 37	2, 200	2, 200 <u>※</u> 2, 200 2, 400	13, 500 14, 000 14, 100	13, 000 13, 000	<u> </u>	2,000	実 費	※ 定泊を伴う提合の五支給
嘉島町益城町田 佐町	35 37 37	2, 200 2, 400 2, 200 ※	2, 200 2, 400	14, 000 14, 100	13,000		4,000		
益 城 町 甲 佐 町 山 都 町	37 37	2, 400 2, 200 ※	2, 400	14, 100			2, 200	実 費	жинен / жиз/ дия
甲佐町山都町		, , , , , , ,		- ´	13, 200		2, 2 0	実費	
,	37			14,000	13, 000			実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給
氷 川 町		2, 200 💥	550 💥	13,000	12,000			実 費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
	37	2, 300	1,150 💥	11,900	10,800		2, 300	実 費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給しない。
芦北町	37	3,000 ※	1,500 💥	14, 800	13, 300		3,000	実 費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
津奈木町	37	2,000	2,000	10,900	10,900		2, 200	実 費	
錦 町	37	1,000 ※1	※ 1	13, 000	11,000			実 費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。※2 割引商品等の料金— { (宿泊料の額×泊数)×2/3}。
あさぎり町		,		,	,		2, 200	実 費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 **2	7,000	6, 700	実 費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
湯 前 町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実 費 ※3	実 費 ※3	実 費 ※3		実 費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
水上村	37	1,000	1,000	12,000 💥	10,000			実 費	※東京都 14,000円。
相良村	20 💥	1, 200	1, 200	12,000	10,000	5,000		実 費	※人吉球磨管内については支給しない。公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
五木村	30	2,500 ※	*	12, 000	10,000	4, 500		実 費	※自宅から役場までの距離により変動。 県内(5km未満:1,500円,10km未満:1,700円,15km 未満:1,900円,15km以上:2,100円)県外(5km未 満:2,500円,10km未満:2,700円,15km未満:2,900 円,15km以上:3,100円)。
山江村	30	1,000	,	13,000	11,000			実 費	※球磨郡市内については支給しない。
球 磨 村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実 費	
苓 北 町	37	2, 400	1,200 **1	13, 300 ※2	11, 700			実 費 ※3	※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。 ※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。 ※3 航空賃について、宿泊パックを利用する場合においては、正規航空運賃(往復)の60%分を航空賃として支給する。
	本大大 <t< th=""><th># 奈木町 37</th><th># 奈木町 37 2,000 37 37 1,000 ※1 1,100 ※2 5良木町 37 1,000 ※1 1,000 ※1 37 ※1 1,000 ※1 37 ※1 1,000 ※2 数 上村 37 1,000 37 ※1 1,200 37 ※1 30 1,000 37 ※1 30 1,000 37 ※1 37 37 1,000 37 ※1 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37</th><th># 奈木町 37 2,000 2,000 37 端町 37 1,000 ※1 ※1 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 ※1 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,00</th><th># 奈木町 37 2,000 2,000 10,900 錦町 37 1,000 ※1 ※1 13,000 ※3 かさぎり町 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 多良木町 37 1,000 ※1 1,000 14,000 湯前町 37 ※1 1,000 ※2 1,000 ※2 実費 ※3 水上村 37 1,000 1,000 12,000 ※ 相良村 20 ※ 1,200 1,200 12,000 ※ 12,000 五木村 30 2,500 ※ ※ 12,000 成磨村 37 1,000 1,000 ※13,000 成磨村 37 1,000 1,000 ※13,000 成磨村 37 1,000 1,000 ※13,000 成磨村 37 1,000 1,000 12,000</th><th># 奈木町 37 2,000 2,000 10,900 10,900 第 町 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 10,000 ※2 表 費 ※3 実 費 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3</th><th># 京木町 37 2,000 2,000 10,900 10,900 錦町 37 1,000 ※1 ※1 13,000 11,000 多良木町 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 10,000 多良木町 37 ※1 1,000 ※1 1,000 14,000 13,000 ※2 7,000 ※ 上村 37 1,000 1,000 12,000 ※ 10,000 相良村 20 ※ 1,200 1,200 12,000 10,000 5,000 五 木村 30 2,500 ※ ※ 12,000 10,000 4,500 は江村 30 1,000 1,000 12,000 11,000 は 11,000 球磨村 37 1,000 1,000 ※13,000 11,000 は 10,000 6,000 ※ 12,000 10,000 4,500 ※ 12,000 11,000 6,000 6,000</th><th># 京木町 37 2,000 2,000 10,900 10,900 2,200 第 町 37 ※1 1,000 ※1 ※1 13,000 11,000 2,200 2,200 2,200 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 10,000 2,200 ※3 前 町 37 ※1 1,000 ※1 1,000 14,000 13,000 ※2 7,000 6,700 ※3 前 町 37 ※1 1,000 ※2 1,000 ※2 実費 ※3 実費 ※3 実費 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3</th><th># 奈木町 37 2,000 2,000 10,900 10,900 2,200 実費 第 町 37 1,000 ※1 ※1 13,000 11,000 2,200 実費 ※2 かさぎり町 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 10,000 2,200 実費 ※2 を良木町 37 1,000 ※1 1,000 14,000 13,000 ※2 7,000 6,700 実費 ※</th></t<>	# 奈木町 37	# 奈木町 37 2,000 37 37 1,000 ※1 1,100 ※2 5良木町 37 1,000 ※1 1,000 ※1 37 ※1 1,000 ※1 37 ※1 1,000 ※2 数 上村 37 1,000 37 ※1 1,200 37 ※1 30 1,000 37 ※1 30 1,000 37 ※1 37 37 1,000 37 ※1 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37	# 奈木町 37 2,000 2,000 37 端町 37 1,000 ※1 ※1 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 ※1 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,000 月,000 ※2 月,00	# 奈木町 37 2,000 2,000 10,900 錦町 37 1,000 ※1 ※1 13,000 ※3 かさぎり町 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 多良木町 37 1,000 ※1 1,000 14,000 湯前町 37 ※1 1,000 ※2 1,000 ※2 実費 ※3 水上村 37 1,000 1,000 12,000 ※ 相良村 20 ※ 1,200 1,200 12,000 ※ 12,000 五木村 30 2,500 ※ ※ 12,000 成磨村 37 1,000 1,000 ※13,000 成磨村 37 1,000 1,000 ※13,000 成磨村 37 1,000 1,000 ※13,000 成磨村 37 1,000 1,000 12,000	# 奈木町 37 2,000 2,000 10,900 10,900 第 町 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 10,000 ※2 表 費 ※3 実 費 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3	# 京木町 37 2,000 2,000 10,900 10,900 錦町 37 1,000 ※1 ※1 13,000 11,000 多良木町 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 10,000 多良木町 37 ※1 1,000 ※1 1,000 14,000 13,000 ※2 7,000 ※ 上村 37 1,000 1,000 12,000 ※ 10,000 相良村 20 ※ 1,200 1,200 12,000 10,000 5,000 五 木村 30 2,500 ※ ※ 12,000 10,000 4,500 は江村 30 1,000 1,000 12,000 11,000 は 11,000 球磨村 37 1,000 1,000 ※13,000 11,000 は 10,000 6,000 ※ 12,000 10,000 4,500 ※ 12,000 11,000 6,000 6,000	# 京木町 37 2,000 2,000 10,900 10,900 2,200 第 町 37 ※1 1,000 ※1 ※1 13,000 11,000 2,200 2,200 2,200 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 10,000 2,200 ※3 前 町 37 ※1 1,000 ※1 1,000 14,000 13,000 ※2 7,000 6,700 ※3 前 町 37 ※1 1,000 ※2 1,000 ※2 実費 ※3 実費 ※3 実費 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3	# 奈木町 37 2,000 2,000 10,900 10,900 2,200 実費 第 町 37 1,000 ※1 ※1 13,000 11,000 2,200 実費 ※2 かさぎり町 37 ※1 1,100 ※2 1,100 ※2 12,000 ※3 10,000 2,200 実費 ※2 を良木町 37 1,000 ※1 1,000 14,000 13,000 ※2 7,000 6,700 実費 ※

(2) 副町村長 (単位:円)

郡	• 町村名	車 賃 (1 kmにつき)	日当(1日 県 外	日につき) 県 内	宿泊料 甲地方		つき) 町村の区域内	食卓料	航 空 賃	備考
下城益郡	美 里 町	37	2, 400	2,400 💥	13, 100	11, 800		1, 700	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を 利用。
	玉 東 町	37	2, 200	2, 200	10, 900	9,800		2, 200	実 費	
玉	和水町									
名	南関町	37	1,800 ※1	※ 2	11, 100	10,000		2, 300	実 費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉 名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、 八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
郡	長 洲 町	37	3,300 ※1	2,400 **2	12,000	10, 800		2, 400	実 費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊	大 津 町	37	2,600 💥	2,600 💥	13, 100	13, 100			実 費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない。
池郡	菊 陽 町	37	2,600 ※1	2,600 ※1	13, 100	13, 100			実 費 ※2	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	南小国町	35 💥	1,000	1,000	12,000	10,000			実 費	※1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない。
冏	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12,000	10,000	10,000		実 費	※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張に おいて、航空機を利用する際に支給)として1日に つき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、 大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給し ない。
	産 山 村									
蘇	高森町									
郡	南阿蘇村	37	2, 500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実 費 ※3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2, 200	2, 200 **2	11,000 ※3	12,000 ※3			実 費	※1 1km37円または実費。※2 九州管内で宿泊を要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(2) 副町村長 (単位:円)

		43.4117				, , ,	, ,			(+ E : 13/
郡	• 町村名	車 賃 (1 kmにつき)	日当 (1 目 県 外)	引につき) 県 内	宿 泊 料 甲 地 方	<u>(一 夜</u> に 乙 地 方	つき) 町村の区域内	食卓料	航 空 賃	備考
—	御船町	37	2,000 💥		13,000	12,500	四月10万区域四	1,800	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
上	嘉島町	35	2, 100	2, 100	13, 500	12,500		2, 100	実 費	
益	益城町	37	2, 300	2, 300	13,600	12, 700		2, 100	実 費	
城	甲佐町	37	2,000 **	,	13, 500	12, 500			実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合 は、費用弁償(同額)を支給。
郡	山都町	37	2, 200 💥	550 ※	13,000	12,000			実 費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎 県五ヶ瀬町については550円とする。
八代郡	氷 川 町	37	2, 200	1, 100 💥	11, 400	10, 300		2, 200	実 費	※八代市(泉町を除く)、宇土市、宇城市については支給しない。
章北	芦北町	37	2,600 *	1,300 %	13, 100	11,800		2,600	実 費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
郡	津奈木町	37	2,000	2,000	10,900	10,900		2, 200	実 費	
	錦 町	37	1,000 ※1	※ 1	13,000	11,000			実 費 ※	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休2 日2,000円。※2 割引商品等の料金— { (宿泊料の額×泊数) ×2/3}。
球	あさぎり町	37 ※1	,	1,100 **2	12,000 **3	10, 000		2, 200	実 費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 💥1	1,000	14,000	13,000 **2	7,000	6,700	実 費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
磨	湯 前 町	37 ※ 1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実 費 ※3	実費※3		実 費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域 振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京 都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算 する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算す る。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給し ない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令 指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000 円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 💥	10,000			実 費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 💥	ĺ	1, 200	12,000	10, 000	5,000		実 費	※人吉球磨管内については支給しない。公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
郡	五木村	30	2,500 *	*	12,000	10,000	4, 500		実 費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km 未満:1,500円,10km未満:1,700円,15km未満:1,900 円,15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円, 10km未満:2,700円,15km未満:2,900円,15km以 上:3,100円)。
	山江村	30	1,000	1,000 💥	13,000	11,000			実 費	※球磨郡市内については支給しない。
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実 費	
天草郡	苓 北 町	37	2, 400	1,200 ※1	11,500 **2	·				※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000 3 円を別に支給する。※3 航空賃について、宿泊 パックを利用する場合においては、正規航空運賃 (往復)の60%分を航空賃として支給する。

(3) 教育長 (単位:円)

		車 賃	日当(1)	目につき)	宿泊料	(一夜に	. つき)	A le doi	41.		
相	· 町村名	(1 kmにつき)	県 外	県内	甲地方		町村の区域内	食卓料	航	空	賃
下城益君	美里町	37	2, 400	2, 400 💥	13, 100	11,800		1, 700	実	費	※宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を利用。
	玉 東 町	37	2, 200	2, 200	10, 900	9,800		2, 200	実	費	
玉	和水町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	10, 900	9,800		2, 200	実	費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
名	南関町	37	1,800 ※1	※ 2	11, 100	10, 000		2, 300	実	費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、玉 名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑後市、 八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
郡	長 洲 町	37	3,300 ※1	2,400 **2	12,000	10, 800		2, 400	実	費	※1 九州外。 ※2 九州内。ただし、荒尾市、玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行については支給しない。また、鉄道100km未満、水路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分の1に相当する額を支給する。
菊	大津町	37	2,600 💥	2,600 💥	13, 100	13, 100			実	費	※九州管内の出張で宿泊を要しない場合は支給しない。
池郡	蓝 陧 町	37	2,600 *1	2,600 ※1	13, 100	13, 100			実	費	※1 九州内における宿泊を要しない旅行には支給しない。※2 パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	南小国町	35 💥1	1,000 💥2	1,000 💥2	12, 000	10,000			実	費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則支給しない。※2 隣接町村に出張の場合は支給しない。
阿	小国町	30	1,000 **	1,000 **	12,000	10, 000	10,000		実	費	※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給しない。
	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実	費	東京都内1日につき行動費2,000円。
蘇	高森町	37 ※ 1	2,600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実	費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
君图	南阿蘇村	37	2, 500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実	費	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000 円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 *2	2, 200 *2	11,000 ※3	12,000 ※3		_	実	費	※1 1km37円または実費。※2 九州管内で宿泊を 要しない場合は支給しない。ただし、条例の別表に 掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は、半額と する。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(3) 教育長 (単位:円)

		車 賃	日当 (1)	目につき)	宿泊料	(一夜に	つき)			
郡	・町村名	十 貞 (1 k m につき)	県 外	県 内	甲地方		町村の区域内	食卓料	航空賃	備 考
1.	御船町	37	2,000 💥	2,000 💥	13,000	12,500		1,800	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
上	嘉 島 町	35	2, 100	2, 100	13, 500	12, 500		2, 100	実 費	
益	益城町	37	2,300 💥	2, 300 💥	13, 600	12, 700			実 費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未満は 支給しない。
城	甲佐町	37	2,000 💥	2,000 💥	13, 500	12, 500			実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
郡	山 都 町	37	2, 200 💥	550 💥	13,000	12,000			実 費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
代郡	氷 川 町	37	2, 200	1, 100 💥	11, 400	10, 300		2, 200	実 費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
葦北	芦北町	37	2,600 💥	1,300 💥	13, 100	11, 800		2,600	実 費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣 市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給し ない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐 市への日帰り公用車出張は半額支給。
郡	津奈木町	37	2,000	2,000	10,900	10,900		2, 200	実 費	
	錦 町	37	1,000 ※1	※ 1	13, 000	11,000			実 費 ※2	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日2,000円。※2 割引商品等の料金— { (宿泊料の額×泊数) ×2/3}。
球	あさぎり町	37 ※1	1,100 *2	ŕ	12,000 ※3	,		2, 200	実 費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 💥1	1,000	14,000	13,000 💥2	7,000	6, 700	実 費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
磨	湯 前 町	37 ※1	,	1,000 ※2			実 費 ※3		実 費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域 振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京 都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算 する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算す る。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給し ない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令 指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000 円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,000	1,000	12,000 💥	10,000			実 費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 💥	1,200	1, 200	12,000	10,000	5,000		実 費	※人吉球磨管内については支給しない。公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
郡	五木村	30	2,500 **		12,000	10, 000	4, 500		実 費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km 未満:1,500円,10km未満:1,700円,15km未満:1,900 円,15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円, 10km未満:2,700円,15km未満:2,900円,15km以 上:3,100円)
	山江村	30	1,000		13,000	11,000			実 費	※球磨郡市内については支給しない。
	球 磨 村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実 費	

(3) 教育長 (単位:円)

郡	町村名	車 賃 (1 kmにつき)	日当(1日		宿泊料 甲地方	(一夜に	. つ き) 町村の区域内	食卓料	航	空 賃	備考
天草郡	苓 北 町	37	<u></u> 泉 外 2,000	<u> </u>		10,300	<u> </u>		実		※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。 ※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。 ※3 航空賃について、宿泊パックを利用する場合においては、正規航空運賃(往復)の60%分を航空賃として支給する。

(4) 議長 (単位:円)

郡	町村名	車賃		日につき)	宿泊料	(一夜に		食卓料	航空	賃	備考
下城益郡	美 里 町	(1 kmにつき)	<u></u> 県 外 2,400	県 内 2,400 ※	甲地方	乙 地 方	町村の区域内	1,700	実 費		※往復20km以上の地域。20km未満については、1
益郡	玉東町	37	2, 600	2, 600	13, 100	11, 800		2,600	実費		日2,100円、半日1,050円。
玉	和水町	37	2,600 **	,	13, 100	11, 800		2,600	実費		※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び 委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の費 用弁償を支給する。
名	南関町	37	2, 200 **1	※ 2	13, 200	11, 800		2, 700	実 費		※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、 玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑 後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町 内
郡	長洲町	37	3,600 ※1	2,600 ※2	13, 100	11, 800		2,600	実 費		※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、 玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行に ついては支給しない。また、鉄道100km未満、水 路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分 の1に相当する額を支給する。
菊	大津町	37	2,600	2,600	13, 100	13, 100			実 費		
池郡	菊 陽 町	37	2,600	2,600 ※1	13, 100	13, 100			実 費	※ 2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	南小国町	35 💥	1,000	1,000	12,000	10,000			実 費		※1km35円または実費。町内は原則支給しない。
冏	小国町	30	1,000	1,000 *	12, 000	10, 000	10,000		実 費		※小国町以外に出張する場合に限り支給する。 別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張 において、航空機を利用する際に支給)として 1日につき2,000円を支給する。
	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実 費		東京都内1日につき行動費2,000円。
蘇	高森町	37 ※1	2,600	1,000	12,000	11,000	11,000	原則実費 ※3	実 費		※1 所要箇所まで片道2km以上の者についてのみ支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町村の区域内については、宿泊施設を利用せざるを得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発行がある場合のみ支給。
郡	南阿蘇村	37	2, 500	2,000 ※1	12, 000	10,000			実 費	※ 3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 💥2	2,200 ※2	11,000 💥3	12,000 💥3			実 費		※1 1km37円または実費。※2 議員が4時間以 内の委員会等に出席した場合は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

11 -17	・町村名	車 賃	日当(1月	日につき)	宿泊料	(一夜に	つき)	食卓料	航3	17 任	備考
石り	一門们石	(1 k mにつき)	県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内	及早村			/順
L	御船町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	13, 500	13,000		2,000	実 費		※宿泊を伴う場合のみ支給。
1	嘉島町	35	2, 200	2, 200	14, 000	13, 000		2, 200	実 費		
益	益城町	37	2, 400	2, 400	14, 100	13, 200			実 費	•	WENT WELL AND THE WAY WE AND THE
城	甲佐町	37	1,500 💥	1,500 💥	14, 000	13, 000			実 費	į	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
郡	山都町	37	2, 200 💥		13, 000	12,000			実 費		※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。 宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内の 諸費については、議会議長、議員のみとする。
ft E	氷川町	37	2, 300	1, 150	11, 900	10,800		2, 300	実 費	ť	
章 北 那	芦北町	37	2,600 ※	1,300 ※	14, 800	13, 300		2,600	実 費	Ī	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
郡	津奈木町	37	2,000	2,000	10, 900	10, 900		2, 200	実 費	Ť	
	錦町	37	2, 200	2, 200	13, 000	11,000			実 費	₹ ※	※割引商品等の料金— { (宿泊料の額×泊数) ×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10, 000		2, 200	実 費]	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公 共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉 市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京 都及び県外政令指定都市13,000円。
球	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14, 000	13,000 💥2	7,000	6, 700	実 費	Ť	※1 九州外 2,000円。 ※2 県内 12,000 円。
磨	湯 前 町	37 ※1	1,000 **2	1,000 ※2	実 費 ※3	実費※3	実費※3		実 費	7	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 💥	10,000			実 費	Ť	※東京都 14,000円。
	相良村	20 💥	1, 200	1, 200	12, 000	10, 000	5, 000		実 費	ť	※車賃については、人吉球磨管内は支給しない。また、公用車を使用したときは、公用車を使用したときは、公用車を使用した区間に相当する車賃は支給しない。
郡	五木村	30	2,700 ※	,	12, 000	10,000	4, 500		実 費		※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円,10km未満:1,700円,15km未満:1,900円,15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円,10km未満:2,700円,15km未満:2,900円,15km以上:3,100円)。議員は複数人のため平均値を採用。
	山江村	30	2, 200	2,000 💥	13,000	11,000			実費	ť	※球磨郡市内は1,000円。
	球磨村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実 費	ť	
天草郡	苓 北 町	37	2, 400	1, 200	13, 300 ※1	11, 700			実 費	₹ ※ 3	※1 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。※2 航空賃について、宿泊パックを利用する場合においては、正規航空運賃(往復)の60%分を航空賃として支給する。

-11-17		車 賃	日当 (1 目	目につき)	宿泊料	(一夜に	つき)		份上	r ic	任	/#: + / /.
石り	・町村名	(1 k mにつき)	県 外	県 内	甲 地 方	乙地方	町村の区域内	食卓料	ガ几	空	貝	備考
下城 益郡	美 里 町	37	2, 400	2,400 💥	13, 100	11, 800		1,700	実	費		※往復20km以上の地域。20km未満については、1 日2,100円、半日1,050円。
	玉 東 町	37	2, 200	2, 200	10, 900	9,800		2, 200	実	費		
玉	和水町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	10, 900	9, 800		2, 200	実	費		※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び 委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の費 用弁償を支給する。
名	南 関 町	37	1,800 ※1	※ 2	11, 100	10, 000		2, 300	実	費		※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、 玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑 後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町 内。
郡	長 洲 町	37	3, 300 ※1	2,400 ※2	12, 000	10, 800		2, 400	実	費		※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、 玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行に ついては支給しない。また、鉄道100km未満、水 路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分 の1に相当する額を支給する。
菊	大 津 町	37	2,600	2,600	13, 100	13, 100			実	費		
池郡	菊 陽 町	37	2, 600	2,600 ※1	13, 100	13, 100			実	費	※ 2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	南小国町	35 ※	1,000	1,000	12,000	10,000			実	費		※1km35円または実費。町内は原則支給しない。
阿	小国町	30	1,000	1,000 ※	12, 000	10, 000	10,000		実	費		※小国町以外に出張する場合に限り支給する。 別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張 において、航空機を利用する際に支給)として 1日につき2,000円を支給する。
	産 山 村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実	費		東京都内1日につき行動費2,000円。
蘇	高 森 町	37 ※1	2, 600	1,000	12,000	11,000	11,000 ※2	原則実費 ※3	実	費		※1 所要箇所まで片道2km以上の者についての み支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町 村の区域内については、宿泊施設を利用せざる を得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則 5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発 行がある場合のみ支給。
郡	南阿蘇村	37	2, 500	2,000 ※1	12, 000	10,000 ※2			実	費	※ 3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2, 200 *2	2, 200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実	費		※1 1km37円または実費。※2 議員が4時間以 内の委員会等に出席した場合は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

_	(0)	110我 区								(辛匹.1]/
君民	町村名	車 賃	日当(1月	_ ,	宿泊料	(一夜に	つき)	食卓料	航空賃	備考
All		(1 k mにつき)	県 外	県 内	甲 地 方		町村の区域内	, , , , , ,		***
⊣	御船町	37	2, 200 💥	,	13, 500	13,000		2,000	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2, 200	2, 200	14, 000	13, 000		2, 200	実 費	
益	益城町	37	2, 400	2, 400	14, 100	13, 200			実 費	WORLD NOT TWO THE WILLIAMS
城	甲佐町	37	1,500 💥	1,500 💥	14, 000	13, 000			実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
郡	山 都 町	37	2, 200 💥	550 ※	13, 000	12,000			実 費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。 宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内の 諸費については、議会議長、議員のみとする。
代数	氷 川 町	37	2, 300	1, 150	11, 900	10,800		2, 300	実 費	
葦北	芦北町	37	2, 200 💥	1,100 ※	13, 100	11, 800		2, 200	実 費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
郡	津奈木町	37	2,000	2,000	10, 900	10, 900		2, 200	実 費	
	錦町	37	2, 200	2, 200	13, 000	11,000			実費※	※割引商品等の料金— { (宿泊料の額×泊数) ×2/3} 。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 ※3	10,000		2, 200	実 費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公 共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉 市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京 都及び県外政令指定都市13,000円。
球	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14,000	13,000 💥2	7,000	6, 700	実 費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
磨	湯 前 町	37 ※ 1	1,000 ※2	1,000 ※2	実 費 ※3	実 費 ※3	実 費 ※3		実 費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 💥	10,000			実 費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 💥	1, 200	1, 200	12, 000	10,000	5, 000		実 費	※車賃については、人吉球磨管内は支給しない。また、公用車を使用したときは、公用車を使用したとけない。
郡	五木村	30	2,500 ※1	·	12, 000	10,000	4, 500		実 費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円,10km未満:1,700円,15km未満:1,900円,15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円,10km未満:2,700円,15km未満:2,900円,15km以上:3,100円)。※1議員は複数人のため平均値を採用。
	山江村	30	2, 200	2,000 💥	13,000	11,000			実 費	※球磨郡市内は1,000円。
	球 磨 村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実 費	
天 草 郡	苓 北 町	37	2, 400	1, 200	13, 300 ※1	11, 700			実 費 ※2	※1 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。 2 ※2 航空賃について、宿泊パックを利用する場合においては、正規航空運賃(往復)の60%分を航空賃として支給する。

(6) 議員

		(0)		H 14 / 4 F	-) }- \	→ \\\ \\\ \\\ \\\ \\\ \\\ \\\ \\\ \\\ \	/	<i>L</i> \					(十四:11)
₹	郡	・町村名	車 賃 (1 kmにつき)	日当 (1 目 県 外	日につき) 県 内	宿 泊 料 甲 地 方	(一 夜 に 乙 地 方	つき) 町村の区域内	食卓料	航	空	賃	備考
下益	城郡	美 里 町	37	2, 400	2,400 💥	13, 100	11, 800		1,700	実	費		※往復20km以上の地域。20km未満については、1 ∃2,100円、半日1,050円。
		玉 東 町	37	2, 200	2, 200	10, 900	9,800		2, 200	実	費		
Э	E _	和水町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	10, 900	9, 800		2, 200	実	費	委 用	※宿泊を伴う場合のみ支給。ただし、議会及び 委員会等の開催の際には、1日当り1,000円の費 用弁償を支給する。
名	3	南関町	37	1,800 ※1	※ 2	11, 100	10, 000		2, 300	実	費	玉 後 内	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、 医名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑 後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町内。
君	ß	長 洲 町	37	3, 300 ※1	2,400 ※ 2	12,000	10, 800		2, 400	実	費	玉 (2) 路	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、 匠名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行に ついては支給しない。また、鉄道100km未満、水 各50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分 り1に相当する額を支給する。
弆	萄	大 津 町	37	2,600	2,600	13, 100	13, 100			実	費		
治		菊 陽 町	37	2, 600	2,600 **1	13, 100	13, 100			実	費	√2 ※2 ✓	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむと得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2ペックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を空除した額を航空賃の実費額とみなす。
	L	南小国町	35 💥	1,000	1,000	12,000	10,000			実	費		※1km35円または実費。町内は原則支給しない。
ßī	1	小国町	30	1,000	1,000 ※	12, 000	10, 000	10,000		実	費	別 に	※小国町以外に出張する場合に限り支給する。 別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張 こおいて、航空機を利用する際に支給)として 1日につき2,000円を支給する。
١,٠	,	産山村	30	1,000	1,000	12,000	10,000			実	費		東京都内1日につき行動費2,000円。
燕	亲	高森町	37 ※1	2, 600	1,000	12,000 ※2	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実	費	み 村 を 5,	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についての 今支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町 付の区域内については、宿泊施設を利用せざる を得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則 ,000円を上限として会費・負担金等の領収書発 行がある場合のみ支給。
君		南阿蘇村	37	2, 500	2,000 ※1	12,000	10,000 ※2			実	費	業3 ※ 3 ※3 ※カショ	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなけ。
		西原村	37 ※1	2, 200 ※ 2	2, 200 ※2	11,000 💥3	12,000 💥3			実	費	内	※1 1km37円または実費。※2 議員が4時間以 内の委員会等に出席した場合は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

		車賃	日当 (1 目	目につき)	宿泊料	(一夜に	つき)			
郡	・町村名	十 頁 (1 kmにつき)	県 外	県 内	甲地方		町村の区域内	食卓料	航 空 賃	備考
1.	御船町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	13, 500	13, 000		2,000	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
上	嘉島町	35	2, 200	2, 200	14, 000	13, 000		2, 200	実 費	
益	益城町	37	2, 400	2, 400	14, 100	13, 200			実 費	
城	甲 佐 町	37	1,500 💥	1,500 💥	14, 000	13, 000			実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
郡	山都町	37	2, 200 💥	550 ※	13, 000	12,000			実 費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。 宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。町内の 諸費については、議会議長、議員のみとする。
代数	氷 川 町	37	2, 300	1, 150	11, 900	10,800		2, 300	実 費	
華北	芦北町	37	2, 200 *	1,100 ※	13, 100	11, 800		2, 200	実 費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、 水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張 は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、 鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支 給。
郡	津奈木町	37	2,000	2,000	10, 900	10, 900		2, 200	実 費	
	錦町	37	2, 200	2, 200	13, 000	11,000		,	実費※	※割引商品等の料金— { (宿泊料の額×泊数) ×2/3}。
	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 ※2	12,000 💥3	10, 000		2, 200	実 費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公 共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉 市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京 都及び県外政令指定都市13,000円。
球	多良木町	37	1,500 ※1	1,500	14, 000	13,000 💥2	7,000	6, 700	実 費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
磨	湯 前 町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実 費 ※3	実 費 ※3	実 費 ※3			※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
	水上村	37	1,600	1,600	12,000 💥	10,000			実 費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 💥	1, 200	1, 200	12, 000	10, 000	5,000		実 費	※車賃については、人吉球磨管内は支給しない。また、公用車を使用したときは、公用車を使用したといる。
郡	五木村	30	2,600 ※	1,600 ※	12,000	10, 000	4, 500		実 費	※自宅から役場までの距離により変動。県内(5km未満:1,500円,10km未満:1,700円,15km未満:1,900円,15km以上:2,100円) 県外(5km未満:2,500円,10km未満:2,700円,15km未満:2,900円,15km以上:3,100円)。議員は複数人のため平均値を採用。
	山江村	30	2, 200	2,000 💥	13,000	11,000			実 費	※球磨郡市内は1,000円。
	球 磨 村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実 費	
天草郡	苓 北 町	37	2, 400	1, 200	13, 300 ※1	11,700				※1 滞在している日数に応じて、滞在交通費として2,000円を別に支給する。※2 航空賃について、宿泊パックを利用する場合においては、正規航空運賃(往復)の60%分を航空賃として支給する。

	(/)			<i>77</i>							(単位:円)
郡	・町村名	車 賃 (1 k mにつき)	日当 (1 日 県 外	目につき) 県 内	宿 泊 料 甲 地 方		つき) 町村の区域内	食卓料	航 空	賃	備考
下城 益郡	美 里 町	37	2, 200	2, 200 💥	11,000	10, 500		1,500	実 費		※宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を利用。
	玉 東 町	37	2,200	2,200	10,900	9,800		2,200	実 費		
玉	和水町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	10, 900	9, 800		2, 200	実 費		※宿泊を伴う場合のみ支給。
名	南関町	37	1,700 ※1	※ 2	10, 900	9, 800		2, 200	実 費		※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、 玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑 後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町 内。
郡	長 洲 町	37	3,000 ※1	2, 200 ※2	10, 900	9, 800		2, 200	実 費		※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、 玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行に ついては支給しない。また、鉄道100km未満、水 路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分 の1に相当する額を支給する。
, 11-	大津町	37	2,200		10, 900	10, 900			実 費		
菊 池 郡	菊陽町	37	2, 200	2, 200 ※1	,	10, 900		2, 200	実 費	※ 2	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	南小国町	35 💥1	1,000 ※2	1,000 💥2	12, 000	10, 000			実 費		※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則 支給しない。※2 隣接町村に出張の場合は支給 しない。
冏	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12, 000	10, 000	10,000		実 費		※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給しない。
	産 山 村		1,000	1,000	12,000	10,000			実 費		東京都内1日につき行動費2,000円。
蘇	高森町	37 ※1	2, 400	1,000	12,000 **2	11,000 ※2	11,000 **2	原則実費 ※3	実 費		※1 所要箇所まで片道2km以上の者についての み支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町 村の区域内については、宿泊施設を利用せざる を得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則 5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発 行がある場合のみ支給。
郡	南阿蘇村	37	2, 500	2,000 ※1	12, 000	10,000 ※2			実 費	※ 3	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。 ※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 **2	2, 200 ※2	11,000 ※3	12,000 ※3			実 費		※1 1km37円または実費。※2 別表に掲げる地域に旅行する場合は、日当は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は日当は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

	(/)			,, <u> </u>						(丰匹:1])
郡	町村名	車 賃		日につき)	宿泊料	(一夜に	_ ,	食卓料	航空1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		(1 kmにつき)	県 外	県 内	甲地方		町村の区域内			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
F	御船町	37	1,900 💥	1,900 💥	13, 000	12,000		1,500	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	35	2,000	2,000	13, 000	12,000		2,000	実 費	With the control of t
益	益城町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	13, 000	12,000			実 費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未 満は支給しない。
城	甲佐町	37	1,500 💥	1,500 💥	13, 000	12, 000			実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
郡	山 都 町	37	2, 200 💥	550 ※	13, 000	12, 000			実 費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。 宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
八代郡	氷 川 町	37	2, 100	1,050 💥	10, 900	9, 800		2, 100	実 費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
葦北	芦北町	37	2, 200 💥	1,100 ※	13, 100	11, 800		2, 200	実 費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支給。
郡	津奈木町	37	2,000	2,000	10, 900	10, 900		2, 200	実 費	
	錦 町	37	1,000 ※1	※ 1	12, 000	10, 000			実 費	※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の 休日2,000円。※2 割引商品等の料金─{(宿 泊料の額×泊数)×2/3}。
球	あさぎり町	37 ※1	1,100 **2	1,100 ※2	12,000 ※3	10, 000		2, 200	実 費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公 共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉 市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京 都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 💥2	7,000	5,800	実 費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
磨	湯 前 町	37 ※1	1,000 ※2	1,000 ※2	実費 ※3	実 費 ※3	実 費 ※3		実 費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
郡	水上村	37	1,000	1,000	12,000 💥	10,000			実 費	※東京都 14,000円。
	相良村	20 💥	1, 200	1, 200	12,000	10,000	5,000		実 費	※人吉球磨管内については支給しない。
	五木村	30			12,000	10,000	4, 500		実 費	
	山江村	30	1,000	1,000 💥	13,000	11,000			実 費	※球磨郡市内については支給しない。
	球 磨 村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実 費	
天草郡	苓 北 町	37	2,000	1,000 ※1	10,900 ※2	9, 800			実 費	※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として 2,000円を別に支給する。※3 航空賃につい て、宿泊パックを利用する場合においては、正 規航空運賃(往復)の60%分を航空賃として支 給する。

(8) 2級~1級の職務にある者

群区	町村名	車 賃		日につき)	宿泊料	(一夜に		食卓料	航空賃	備考
		(1 k mにつき)	県 外	県 内	甲 地 方	乙地方	町村の区域内	X 十 11		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
下城益郡	美 里 町	37	2, 200	2, 200 💥	11,000	10, 500		1,500	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。移動には主に公用車を利用。
	玉 東 町	37	1,900	1,900	9,800	9,800		1,900	実 費	
玉	和水町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	10,900	9,800		2, 200	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
名	南関町	37	1,400 ※1	※ 2	9, 800	8, 800		1,900	実 費	※1 町外。ただし、荒尾市、玉名市、菊池市、 玉名郡、山鹿市、福岡県大牟田市、柳川市、筑 後市、八女市、みやま市は支給しない。※2 町 内。
郡	長 洲 町	37	2,500 ※1	1,900 ※2	10, 000	8, 800		1, 900	実 費	※1 九州外。※2 九州内。ただし、荒尾市、 玉名市、福岡県大牟田市及び玉名郡内の旅行に ついては支給しない。また、鉄道100km未満、水 路50km未満また陸路25km未満の旅行の場合、2分 の1に相当する額を支給する。
菊	大津町	37	2, 200		10, 900	10, 900			実 費	
池郡	菊 陽 町	37	2, 200	2,200 ※1	10, 900	10, 900		2, 200	実 費 ※	※1 熊本県内に旅行をする場合には支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむ2 を得ない事情により宿泊をした場合を除く。※2パックの場合は、一泊につき宿泊料定額の2/3を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	南小国町	35 💥1	1,000 💥2	1,000 💥2	12, 000	10, 000			実 費	※1 1km35円または実費。ただし、町内は原則 支給しない。※2 隣接町村に出張の場合は支給 しない。
冏	小国町	30	1,000 ※	1,000 ※	12, 000	10, 000	10, 000		実 費	※別途、行動費(沖縄県を除く九州以外への出張において、航空機を利用する際に支給)として1日につき2,000円を支給する。また、阿蘇市、産山村、大分県日田市、玖珠町、九重町への出張では支給しない。
	産 山 村		1,000	1,000	12,000	10,000			実 費	東京都内1日につき行動費2,000円。
蘇	高森町	37 ※1	2, 400	1,000	12,000	11,000 ※2	11,000 ※2	原則実費 ※3	実 費	※1 所要箇所まで片道2km以上の者についての み支給。※2 甲地方は県外、乙地方は県内。町 村の区域内については、宿泊施設を利用せざる を得ない場合のみ乙地方とみなす。※3 原則 5,000円を上限として会費・負担金等の領収書発 行がある場合のみ支給。
郡	南阿蘇村	37	2, 500	2,000 ※1	12, 000	10,000			実 費 ※	※1 地域指定(人吉市、水俣市、天草市、上天草市、球磨郡、葦北郡)は全日当。他の地域はなし。ただし、熊本市等で宿泊した場合は、半日当1,000円支給。※2 熊本県内は10,000円。※3 格安パックを利用した場合の航空賃の算出方法は、パック料金から1泊につき宿泊料定額の3分の2を控除した額を航空賃の実費額とみなす。
	西原村	37 ※1	2,200 ※2	2,200 **2	11,000 ※3	12,000 ※3			実 費	※1 1km37円または実費。※2 別表に掲げる地域に旅行する場合は、日当は支給しない。ただし、条例の別表に掲げる地域に旅行し、宿泊を要する場合は日当は半額とする。※3 甲地方は県内、乙地方は県外。

(8) 2級~1級の職務にある者

尹仅	町村名	車 賃		日につき)	宿 泊 料		つき)	食卓料	航空賃	備考
/III)	- 門 们 石	(1 k mにつき)	県 外	県 内	甲 地 方	乙 地 方	町村の区域内	及早村	加上貝	V П
L	御船町	37	1,900 💥	1,900 💥	13,000	12,000		1,500	実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。
1-	嘉島町	35	2,000	2,000	13,000	12,000		2,000	実 費	
益	益城町	37	2, 200 💥	2, 200 💥	13, 000	12, 000			実 費	※陸路25km以上50km未満で2分の1相当、25km未 満は支給しない。
城	甲 佐 町	37	1,500 💥	1,500 💥	13, 000	12,000			実 費	※宿泊を伴う場合のみ支給。宿泊を伴わない場合は、費用弁償(同額)を支給。
郡	山都 町	37	2, 200 💥	550 ※	13, 000	12,000			実 費	※諸費について県外は宮崎県五ヶ瀬町を除く。 宮崎県五ヶ瀬町については550円とする。
八代郡	氷 川 町	37	2, 100	1,050 💥	10, 900	9, 800		2, 100	実 費	※八代市(泉町を除く)・宇城市・宇土市については支給なし。
章 北	芦北町	37	2,000 ※	1,000 *	10, 900	9, 800		2,000	実 費	※県内の氷川町、八代市、球磨村、津奈木町、 水俣市、鹿児島県出水市への日帰り公用車出張 は支給しない。熊本県全域、宮崎県えびの市、 鹿児島県伊佐市への日帰り公用車出張は半額支 給。
郡	津奈木町	37	2,000	2,000	10,900	10,900		2, 200	実 費	
	錦町	37	1,000 ※1	※ 1	12, 000	10, 000		,		※1 週休日、祝日法による休日及び年末年始の 休日2,000円。※2 割引商品等の料金—{(宿 泊料の額×泊数)×2/3}。
球	あさぎり町	37 ※1	1,100 ※2	1,100 **2	12,000 💥3	10, 000		2, 200	実 費	※1 公用車使用の場合は支給しない。※2 公 共交通機関使用の場合は2,200円。ただし、人吉 市及び球磨郡内の場合は支給しない。※3 東京 都及び県外政令指定都市13,000円。
	多良木町	37	1,000 ※1	1,000	14,000	13,000 ※ 2	7,000	5,800	実 費	※1 九州外 2,000円。※2 県内 12,000円。
磨	湯 前 町	37 ※1	1,000 **2	1,000 ※2	実 費 ※3	実 費 ※3	実 費 ※3		実 費	※1 公用車使用の場合は、支給しない。球磨地域振興局管外は1,500円、県庁所在地は3,000円、東京都及び熊本市を除く政令指定都市は5,000円を加算する。※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。ただし、球磨地域振興局管内の場合は、支給しない。※3 甲地方(東京都及び熊本市を除く政令指定都市)は14,000円、乙地方(県外)は12,000円、県内は10,000円を限度とする実費額。
郡	水上村	37	1,000	1,000	12,000 💥	10,000			実 費	※東京都 14,000円。
기다	相良村	20 💥	1,200	1, 200	12,000	10,000	5,000		実 費	※人吉球磨管内については支給しない。
	五木村	30			12,000	10,000	4,500		実 費	
	山江村	30	1,000	1,000 💥	13,000	11,000			実 費	※球磨郡市内については支給しない。
	球 磨 村	37	1,000	1,000	12,000	12,000	6,000	1,000	実 費	
天草郡	苓 北 町	37	2,000	1,000 %1	10,900 ※2	9, 800			実費 ※3	※1 天草島内の旅行の場合、支給しない。※2 滞在している日数に応じて、滞在交通費として 2,000円を別に支給する。※3 航空賃につい て、宿泊パックを利用する場合においては、正 規航空運賃(往復)の60%分を航空賃として支 給する。

Ⅲ 町村各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調べ(1) 教育委員会

	(1)	M	報	西州		額		費用	弁 償	(十1年:11)
郡	町村名	年額として	ている場合	月額として			こいる場合		<u> 類</u>)	備考
		委 員 長	委員	委 員 長	委員	委 員 長	委 員	委 員 長	委 員	
下益城郡	美 里 町	163, 000	141, 000					2,000 *	2,000 ※	※4時間未満の場合、半日当1,000 円。旅行の場合、往復20km未満は、 1,000円。
玉	玉 東 町						5, 800		1, 100	
名	和水町						5, 800		2, 200 ※1	※1 荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域 の町外日当については定額の2分の1 に相当する額。町内1,000円。
郡	南関町						5,500 ※1		※ 2	※1 4時間以下の場合半額を支給。※2 町内600円、町外1,800円。
4112	長 洲 町		148, 000						500	
菊池	大 津 町	240, 000	220, 000					2, 200	2, 200	
郡	菊 陽 町		220, 000						2, 200	
	南小国町	154, 000	141,000					1,000	1,000	
冏	小国町	273, 000	268, 000					2,000	2,000	
蘇	産 山 村	145, 000	140, 000					1,000	1,000	
思不	高森町	161, 000	153, 000					*	*	※職員規定に準ずる。
郡	南阿蘇村	195, 000	189, 000					2,000	2,000	
	西原村	156, 000	137, 000					2, 200	2, 200	

	(1)	<u> </u>	報	西州		額		費用	弁 償	(十四:11)
郡	町村名		ている場合		ている場合		ている場合	(日 🖁		備考
		委 員 長	委員	委 員 長	委員	委 員 長	委 員	委 員 長	委 員	
上	御船町					7, 300	7, 100	1,900 💥	1,900 💥	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	188, 600	171, 200					2,000	2,000	
益	益城町					7, 400	7, 100	2, 200	2, 200	
城	甲佐町						6, 300 💥		1,500	※会議または公務のための旅行に要した時間が4時間を超えない場合は半額を支給。
郡	山都町		173, 000						2, 200 💥	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷 川 町						5, 200		900	
葦	芦北町			19, 200	13, 300			500	500	
北郡	津奈木町			10,600	8, 400			500	500	
	錦町		93, 100						1,000 💥	※職務従事が4時間以内の場合は半 額。
	あさぎり町	204, 000	153, 000					1, 100 💥	1, 100 💥	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
球	多良木町	209, 000	180, 000					1,500 💥	,	※九州外 2,000円
	湯 前 町						5, 100		1,600 ※	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
磨	水上村		152,000						1,700	
	相良村						4,800		1, 200	
郡	五木村		183, 000						1,700 💥	※自宅から役場までの距離により支 給される。委員については複数人の ため平均値を採用。
	山江村						4, 300		1,700	
	球 磨 村						4, 900		1,000	
天 草 郡	苓 北 町	183, 000	168, 000					1,000	1,000	

	(2)	選挙管理委	員会							(単位:円)
			報	栖		額		費用	弁 償	
郡	• 町村名	年額として委員長	ている場合 委 員	月額として委員長	ている場合 委 員	日額として 委員長	ている場合 委 員		当 額) 委 員	備考
下益城郡	美 里 町	54, 100	44, 600					2,000 *	2,000 💥	※4時間未満の場合、半日当1,000 円。旅行の場合、往復20km未満は、 1,000円。
玉	玉東町					6,000 💥	5,800 💥	1, 100	1, 100	※4時間以内は半額を支給
	和水町	103, 000	94, 000					2, 200 💥	2, 200 *	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の 町外日当については定額の2分の1に 相当する額。町内1,000円。
名	南関町					5,700 ※1	5,700 💥1	※ 2	※ 2	※1 4時間以下の場合半額を支給。※2 町内600円、町外1,800円。
郡	長 洲 町					4,000	4, 000	500	500	
菊池	大津町					4, 100	4, 000	2, 200	2, 200	
郡	菊 陽 町					4, 100	4, 000	2, 200	2, 200	
	南小国町	95, 000	81, 000					1,000	1,000	
冏	小国町	112, 000	107, 000					2,000	2,000	
蘇	産山村	80, 000	74, 000					1,000	1,000	
思不	高森町	123, 000	115, 000					*	*	※職員規定に準ずる。
郡	南阿蘇村	110, 000	105, 000					2,000	2,000	
	西原村	89, 000	71,000					2, 200	2, 200	

(単位		\Box
(1111 117	•	щ,

			報	酬		額		費用	弁 償	
郡	町村名		ている場合		こいる場合		こいる場合	(日当		備考
		委 員 長	委員	委 員 長	委 員	委員長	委 員	委員長	委 員	
上	御船町					7, 300	7, 100	1,900 💥	1,900 💥	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉 島 町					6, 300	6, 100	2,000	2,000	
益	益城町					7, 400	7, 100	2, 200	2, 200	
城	甲佐町					6,500 💥	6, 300 💥	1,500	1,500	※報酬は、4時間以内半額支給
郡	山都町					6, 800	6, 500	2, 200 💥	2, 200 💥	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町					5, 500	5, 200	900	900	
葦	芦北町					6, 500	6,000	500	500	
北郡	津奈木町					6,000	5, 500	500	500	
	錦町					4, 500	4, 300	1,000 💥	1,000 *	※職務従事が4時間以内の場合は半 額。
- 15	あさぎり町					4,600	4, 300	1, 100 💥	1, 100 💥	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
球	多良木町					4, 200	4,000	1,500 💥	1,500 💥	※九州外 2,000円
	湯 前 町					5, 300	5, 100	1,600 💥	1,600 💥	※選挙当日は、7,500円。宿泊を伴う 場合は、2,000円を加算する。
磨	水上村					5, 100	4,800	1, 700	1,700	
	相良村					4,800	4,600	1, 200	1, 200	
郡	五木村					4, 700	4, 500	1,500 💥	1,600 💥	※自宅から役場までの距離により支 給される。委員については複数人の ため平均値を採用。
	山江村					4, 700	4, 500	1,700	1,700	
	球磨村					4, 900	4, 500	1,000	1,000	
天草郡	苓 北 町	124, 000	115, 000				_	1,000	1,000	

(3) 農業委員会

			.,,,,	報		酬		額			費	用 弁			(
郡	·町村名	年額と	してい	る場合	月額と	してい		日額と	してい	る場合	([当	額)	備	考
		会 長	会長職務代理者	委 員	会 長	会長職務代理者	委 員	会 長	会長職務代理者	委 員	会 長	会長職務代理者	委員		
下益城郡	美里町	224, 000	203, 000	203, 000							2,000 ※	2,000 ※	2,000 *	※半日当:1,000 食をはさんで午行 は、1日日当支給	後閉会した場合
玉	玉東町	230, 000	190,000	170, 000							1, 100	1, 100	1, 100		
名	和水町	156, 800	148, 000	148, 000							2, 200 💥	2, 200 💥	2, 200 💥	※荒尾玉名地域別域の町外日当につかりに相当する円。	ついては定額の2
郡	南関町	156, 800		148, 000							*		*	※町内600円。町	外1,800円。
石り	長洲町	156, 800		148, 600							500		500		
菊池	大津町	240,000	230, 000	220, 000							2, 200	2, 200	2, 200		
郡	菊陽町	240,000	230, 000	220, 000							2, 200	2, 200	2, 200		
	南小国町	202, 000	192,000	182, 000							1,000	1,000	1,000		
阿	小国町	245, 700	241, 200	241, 200							2,000	2,000	2,000		
蘇	産山村	145, 000		137, 000							1,000		1,000		
無本	高森町	172,000	162,000	155, 000							*	*	*	※職員規定に準で	ずる。
郡	南阿蘇村	195, 000		189, 000							2,000		2,000		
	西原村	190,000	150,000	150, 000							2, 200	2, 200	2, 200		

(3) 農業委員会

				報		酬		額			費	用 弁	償	
郡	・町村名	年額と		る場合	月額と		る場合	日額と	してい		(類)	備 考
		会 長	会長職務代理者	委員	会 長	会長職務代理者	委 員	会 長	会長職務代理者	委 員	会 長	会長職務代理者	委員	
上	御船町	167, 200	155, 900	155, 900							1,900 ※	1,900 **	1,900 ※	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町	168,700	153, 300	153, 300							2,000	2,000	2,000	
益	益城町	249,000	218,000	218,000							2, 200	2, 200	2, 200	
城	甲佐町	252, 000	226, 800	226, 800							1,500	1, 500	1, 500	
郡	山都町	198, 000	173, 000	173, 000							2, 200 **	2, 200 **	2, 200 **	※町内、上益城郡内、美里町、 高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅 行は1,100円。
八代郡	氷川町	241,000	205, 800	205, 800							900	900	900	
葦北	芦北町				23,600	18, 800	17, 500				500	500	500	
	津奈木町				23, 700	16, 500	16, 500				500	500	500	
	錦町	403, 700	369, 400	363, 500							1,000 💥	1,000 💥	1,000 💥	※職務従事が4時間以内の場合は 半額。
	あさぎり町	299,000	275,000	261,000							1,100 **	1, 100 **	1, 100 *	※人吉市及び球磨郡以外は2,200 円。
球	多良木町	416,000	350,000	344, 000							1,500 💥	1,500 💥	1,500 💥	※九州外 2,000円。
	湯前町	302,000	290,000	281, 000							1,600 💥	1,600 💥	1,600 💥	※宿泊を伴う場合は、2,000円を 加算する。
磨	水上村	270,000	237,000	226, 000							1, 700	1, 700	1, 700	
	相良村	274, 000	253,000	242, 000							1, 200	1, 200	1, 200	
郡	五木村	272, 000	236, 000	217, 000							1,500 *	1,500 ※	1,800 ※	※自宅から役場までの距離により支給される。委員については複数人のため平均値を採用。
	山江村	275, 000	247, 000	225, 000							1,700	1, 700	1, 700	
	球磨村	304, 000	251,000	228, 000							1,000	1,000	1,000	
天 草 郡	苓北町	183, 000	168, 000	168, 000	_	_	_	_	_	_	1,000	1,000	1,000	

(4) 監査委員

			報	西州		額		費用	弁 償	
郡	・町村名		ている場合		こいる場合	日額として		(日 爿		備 考
		識見	議選	識見	議選	識見	議選	識見	議選	
下益 城郡	美 里 町	175, 000	127, 000					2, 100 💥	2,100 *	※半日当:1,050円。20km以上: 2,400円。
玉	玉 東 町					7, 500 ※	6,900 *	1, 100	1, 100	※4時間以下の場合、半額を支給。
名	和水町					7, 500	6, 900	2, 200 💥	2, 200 💥	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の 町外日当については定額の2分の1に 相当する額。町内1,000円。
	南関町					7,500 💥1	6,900 💥1	※ 2	※ 2	※1 4時間以下の場合半額を支給。 ※2 町内600円、町外1,800円。
郡	長 洲 町					7, 500	6, 900	500	500	
菊池	大津町					7, 100	7, 100	2, 200	2, 200	
郡	菊 陽 町					7, 100	7, 100	2, 200	2, 200	
	南小国町					6, 000	5, 200	1,000	1,000	
冏	小国町	300,000	230, 000					2,000	2,000	
蘇	産山村	153, 000	123, 000					1,000	1,000	
黑水	高森町		213, 000			6, 400		*	*	※職員規定に準ずる。
郡	南阿蘇村	185, 000	140, 000					2, 000	2,000	
	西原村	223, 000	165, 000					2, 200	2, 200	

(4) 監査委員

			報	画州		額		費用	弁 償	
郡	町村名	年額として			こいる場合		こいる場合	(日 爿		備 考
		識見	議選	識 見	議選	識見	議選	識見	議選	
上	御船町					7, 300	7, 100	1,900 💥	1,900 💥	※宿泊を伴う場合のみ支給。
	嘉島町					6, 600	6,600	2, 200	2, 200	
益	益城町					7, 400	7, 100	2, 200	2, 200	
城	甲佐町					7,000 💥	6,800 💥	1, 500	1,500	※報酬は、4時間以内半額支給。
郡	山都町					7, 000	6, 900	2, 200 💥	2, 200 💥	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
代郡	氷川町					7, 800	6, 300	950	950	
章北	芦北町					7, 900	6, 100	500	500	
郡	津奈木町					8,800	6,000	500	500	
	錦町					6, 800	5, 800	1,000 💥	1,000 **	※職務従事が4時間以内の場合は半 額。
	あさぎり町					12,000	5, 800	1, 100 💥	1, 100 💥	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
球	多良木町					12,000	6,000	1,500 💥	1,500 💥	※九州外 2,000円。
	湯 前 町					12,000	5, 300	1,600 💥	1,600 💥	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算 する。
磨	水上村					12,000	5, 800	1, 700	1,700	
	相良村					7, 000	5, 400	1, 200	1, 200	
郡	五木村					12, 000	6, 000	1,920 💥	1,500 ※	※識見は、自宅(人吉市)からの往 復距離×30円、議選は、自宅から役 場までの距離により支給される。
	山江村					6,600	5, 700	1,700	1,700	
	球 磨 村					6, 700	5, 700	1,000	1,000	
天草郡	苓 北 町					8, 400 💥	7, 400 💥	1,000		※報酬は半日単位とし、半日の場合、識見:4,500円。議選:4,000円の報酬額となる。

(5) 民生委員

		町村から	っ の 活 動 ほ	助 成 費 等	費用弁償	(+11)
郡	・町村名		月額としている場合			備考
下 益 城 郡	美 里 町	12, 000			2,000 💥	※半日当:1,000円。
玉	玉 東 町				1, 100	
名	和水町					民生児童委員協議会へ委託料として2,827,200円支 給。
	南関町					社会福祉協議会へ業務委託料として1,961,400円支 給。
郡	長 洲 町					民生・児童委員協議会へ補助金として2,640,000円支 給。
菊池	大津町				2, 200	民生委員協議会へ活動補助金として5,545,000円支 給。
郡	菊 陽 町					民生児童委員協議会へ補助金として4,361,000円支 給。
	南小国町					民生委員協議会へ補助金(総額)として1,862,000円 支給。
冏	小国町				2,000	民生委員協議会へ補助金として1,150,000円支給
蘇	産山村				1,000	民生委員協議会へ600,000円支給。
州小	高森町					民生委員協議会へ4,086,000円支給。
郡	南阿蘇村	71,000			2,000	
	西原村	71, 000			2, 200	

		町村から	っ の 活 動 ほ	助 成 費 等	費用弁償	(+E.11)
郡	・町村名	年額としている場合	月額としている場合		(日当額)	備 考
上	御船町	477, 000			1,900 💥	※日当は、宿泊を伴う場合のみ支給
益	嘉島町					民生委員児童委員協議会へ活動助成金として 1,895,000円支給。
	益城町					民生委員協議会へ補助金として4,141,000円支給。
城	甲佐町					民生委員・児童委員協議会へ補助金として3,230,000 円支給。
郡	山 都 町					民生委員協議会へ運営助成として8,500,000円支給。
八代郡	氷 川 町					民生委員協議会へ補助金として2,350,000円支給。
葦北	芦北町					民生児童委員協議会へ補助金として7,651,000円支 給。
郡	津奈木町					民生委員・児童委員協議会へ補助金として2,295,000 円支給。
	錦町					民生児童委員協議会への助成として1,600,000円支 給。
	あさぎり町					民生委員児童委員協議会へ補助金として4,032,000円 支給。
球	多良木町					民生委員児童委員協議会へ補助金として2,044,000円 支給。
	湯 前 町					民生委員協議会へ活動補助金として1,900,000円支 給。
磨	水上村	55, 000 ※			1, 500	※報償費として支出。
	相良村					民生委員協議会へ補助金として1,480,000円支給。
郡	五木村				1,800 **	民生委員協議会へ助成金として1,000,000円支給。※ 費用弁償は助成費内にて支払。
	山江村					民生委員児童委員協議会へ補助金として1,611,000円 円支給。
	球磨村					民生委員協議会へ助成金として1,720,000円支給。
天 草 郡	苓北町					民生委員協議会へ運営補助金として1,000,000円支 給。

Г			0 /	•		報		酬		額			出		動	手		当		等		(辛匹:1]/
	71- 17	. 10	o r +	+ 4		干以	年	HIII	額	识			1			<u>チ</u> に				き		備 考
	石り	• μ	1 1 ↑	寸 名	団 長	副団長		可八口目		班長	可員		日山 [T	피턴		•	ET ₹	部長	班上		団員	1/用 右
F	下益城	美	里	町	133,000	78,000	51,000	35,000	33,000	33,000	15,000	四 文		<u> </u>	万 凹 女	1 副分凹	K F	<u> </u>	_	文	<u></u> 旦 貝	会議出席費用弁償1日につき 2,000円、半日の場合(4時間 + 2,000円
F	郡	玉	東		133, 100	98, 400	72, 800	32, 200			19, 400	1,000 *	1,00	00 *	1,000 %	< 1, 000	*				1,000 %	未満)1,000円。 ※水火災1,500円、警戒1,000円、訓練1,000円。
	玉	和	水	町	145, 700	103, 200	85, 900	65, 200	42, 000	18, 500	14, 000	1,000 *	1,00	00 *	1,000 %	£ 1, 000	* 1,	000 *	1,000	*	1,000 %	※災害及び捜索活動について
	名郡			町	182, 000	115, 000	96, 000	74, 500	47, 600	29, 900	22, 600	*		*			*	*		*	*	※町内600円、町外1,800円。 団員が職務に従事した場合及 び公務のため旅行した場合 (風水火災、警戒、訓練等の ために出務したときを除く) に支給する。
L		長	- 1/ 1		146, 300	99, 300	72, 100	44, 900	34, 500	24,000	20,900	1,500 *	1,50	00 **	1,500 %	1,500	% 1,	500 **	1,500	*	1,500 %	役員会1回につき500円。
	知	大			130,000	91,000	69,000	44,000	39,000	32,000	20,000	2,600	2, 20		2,200	2, 200		200	2,200		2, 200	
L	郡	菊	陽	町	130,000	91,000	69, 100	44,000	39,000	32,000	20,000	2, 200	2, 20	00	2,200	2, 200	2,	200	2,200		2,200	
	阿	南	小丨	国 町	122,000	84, 000	66, 000	43, 000	40,000	34,000	31, 000	*		*	*	«	*	*		*	*	※・団員出動手当1人につき 6,000円(年額)。・機能別団 員出動手当5,000円(出動1回 につき)。・ラッパ隊出動手 当1人につき5,000円(年 額)。・年末警戒手当1部に つき10,000円(年額)。・ラッ パ隊手当10,000円(年額)
	,	小	玉	町	110, 000	72, 000	60, 000	48, 000	40,000	35, 000	30, 000	*	1	*	*	•	*	*		*	*	※年額5000円。団長、副団 長、分団長、副分団長への会 議出席の場合の費用弁償は、 2,000円
		産	Щ	村	110,000	75, 000	57, 000	38, 000	34, 000	31,000	25, 000	*	Ĭ.	*	*	•	*	*		*	*	※団員1人につき年間3,000 円。
3	蘇	高	森	町	128, 000	89, 000	68,000		40,000	33, 000	27, 000	2,000	2,00	00	2,000		2,	000	2,000		2,000	副団長の下部に本部員(原則 分団長経験者)があり、報酬 額が74,000円。
		南	阿有	蘇村	155,000	113,000	84,000	56,000	49,000	40,000	28,000	2,000	2,00	00	2,000	2,000	2,	000	2,000		2,000	
;	郡	西	原	〕村	114, 000	79, 000	63, 000	40, 500	36, 500	33,000	29, 000	*		*	×	·	*	*		*	**	※水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合におけるのの円を支納助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項に定める災害及模の災害及び機の災害を受ける職務に長いが災害を受ける職務に長いが、予算の地場合に認めいて1日につき3,000円を別途支給することができる。

		(\mathbf{o})		FIVD 凹	•																	_	(単1型:円 <i>)</i>
					報		酬		額			出		動		手		当 <u></u>		等			
郡	•	町木	寸 名			年		額				1		口		に	,	つ		き		備	考
				団長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班長	団員	団長	副	」団長	分団	長	副分団長	部 :	長	班上	i 文	団員		
	有	卸 船	町	115, 700	82, 700	60, 500	39, 300		30,900	16,800	1,000	 1,	000 *	1,000	*	1,000	_		1,000		1,000	※宿泊を住	4う場合のみ支給。
	5	嘉島	,町	119, 700	77,800	59, 900		36,000	24,000	15,000	1,000	1,	000	1,000			1,000		1,000		1,000		
上	Ž	益城	町	122,000	87,000	64,000	44,000		32,000	20, 500													
			町	103, 100	75, 700	56, 200	39, 100	29, 200	20, 100	15, 000		*	*	(*	;	×	*		*	;		名については、団員 年額2,000円。
益城郡	L	山 都	5 町	100, 000	80, 000	60, 000	36, 000	30, 000	21,000	18, 800	2,000	* 2,	000 **	2,000	*	2,000	× 2, 000	*	2,000	*	2,000	※等災つの場合では、1,500の場合では、1,500がび、、1,500がび、、1,500がび、、3人のでは、3んのでは	大火災、警戒、訓練 一名 一名 一名 一名 一十、 一名 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、 一十、
八代郡	Ì	氷 川	町	140, 300	98, 400	70, 200	49, 000		22,800	18, 700		*	*	É	*	;	K			*	;		歳議等の職務に従事は費用弁償900円を
韋	Ī	芦北	」町	128, 300	73, 500	48, 400	36, 800	26, 400	21, 100	15, 800	1,500	1,	500	1,500		1,500	1,500		1,500		1,500		
北郡	津	ま 奈 🧷	木町	108, 400	73, 700	48, 400	36, 800		21, 100	15, 800	:	*	*		*	;	×			*	;	※会議出席償500円を	の場合は、費用弁 支給する。
		錦	町	114, 000	94, 000	62, 000		43, 000	35, 000	30, 000	1,600	* 1,	600 *	1,600	*		1,600	*	1,600	*	1,600	※会議・z (4時間以	、典出席1,000円。 内は半額)
	あ	さぎ	り町	113, 000	94, 000	62,000	50, 800	44, 000	36,000	31, 200		*	*		*	;	K	*		*	;		き1,700円以内。水)場合は3,000円以
球	多	多良	木町	113, 000	94, 000	62,000		44, 000	35,000	30,000	1,500	* 1,	500 *	1,500	*		1,500	*	1,500	*	1,500	は会議の招 は、費用弁 する。(ナ	とめ旅行した場合又 3集に応じた場合 4償1,500円を支給 4州外は2,000円)
磨	Ž	湯 前	i 町	111,000	82, 000	61,000	57, 000	42, 000	38, 000	31,000 *1	2,600	*2 2,	600 *2	2,600	* 2	2,600 *	2,600	* 2	2,600	* 2	2,600 *	35,000円、 は34,000円 12,000円。	車ポンプ班員は その他ポンプ班員 3、機能別団員は ※2 火災以 は、3,000円
	7.	水 上	. 村	109, 000	80, 000	66, 000	45,000	39, 000	31,000	29, 000	1,600	* 1,	600 *	1,600	*	1,600	1,600	*	1,600	*	1,600	※災害待機 3,000円。	後・捜索の場合は
	木	泪 良	村	116,000	85,000	62,000	41,000	41,000	32,000	30,000	2,000	2,	000	2,000		2,000	2,000		2,000		2,000		
郡		五木	:村	130, 000	100, 000	80,000	45,000	45, 000	37,000	32,000	1,800	* 1,	800 *	1,800	*	1,800	1,800		1,800		1, 800	おいてはた	団長及び分団長に 団長会議開催時の 別途。(自宅から り変動)
	_		. 村	116,000	86,000	63,000	42,000	34,000	33,000	31,000	1,700	1,	700	1,700		1,700	1,700		1,700		1,700		
	Į	求 磨	村	115,000	83,000	61,000	38,000	33,000	31,000	29,000	2,000	2,	000	2,000		2,000	2,000		2,000		2,000		
天 草 郡	Ž	苓 北	丁町	118, 000	95, 000	70,000	56, 000	47,000	39, 000	31, 000	1,000	% 1,	000 *	1,000	*	1,000	1,000	*	1,000	*	1,000	※訓練出重 円支給。	かの場合は、2,100

			報	西	\mathbb{H}	額		弗 田 ム <i>岭</i>	
郡	・町村名	年額として均等(平等)割	ている場合 ## (F数) 割 (1 Fabt p)	月額として 均等(平等)割		日額として均等(平等)割	th る場合	費用弁償(日当額)	備考
下城益郡	美 里 町	79,000 %1	3, 900					2,000 *2	※1 嘱託補:59,000円+1戸当り年額3,900円加算※2 4時間未満の場合、半日当1,000円。
玉	玉 東 町	118, 000	3, 300					1, 100	
名	和水町	55, 000	4, 200					2, 200 💥	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内1,000円。
	南関町		4, 800					600	
郡	長 洲 町	89, 200	2,800					500	
菊池	大 津 町	*	1, 300					2, 200	※「均等割額」 世帯数 50未満 170,000円 世帯数 50~ 99 185,000円 世帯数100~199 210,000円 世帯数200~299 225,000円 世帯数300以上 249,000円
郡	菊 陽 町			19, 750	100			2, 200	
	南小国町	100, 000						1,000	
冏	小 国 町	54, 000	600					2,000	区長ではなく行政部長。
盐	産山村	145, 000	1, 000					1,000	
蘇	高 森 町			30,000	※ 1			※ 2	※1 地域の世帯密集度など考慮して、160円、190円、220円と地域による差を設けている。※2 職員規定に準ずる。
郡	南阿蘇村			25, 000	330			2,000	
	西原村	30,000 💥	3, 700 💥					2, 200	※嘱託区長は、区長報酬に年額54,000円を加算。
上	御船町	% 1	2, 200					1,900 %2	※1 平等割 100戸以下 125,000円、101戸〜200 戸 132,300円、201戸以上139,700円。※2 宿泊を 伴う場合のみ支給。
益	嘉島町	205, 000	1,720					2,000	
城	益城町	190, 000	1, 500					2, 200	
郡	甲佐町	142, 900	2, 700					1,500	
ᄱ	山 都 町								

			報	西	Ж	額		# 11 / 14	
郡	町村名	年額として	ている場合	月額として	ている場合	日額として	ている場合	費 用 弁 償 (日 当 額)	備考
		均等 (平等) 割	世帯 (戸数) 割 (1戸あたり)	均等(平等)割	世帯 (戸数) 割 (1戸あたり)	均等(平等)割	世帯 (戸数) 割 (1戸あたり)	(口ヨ領)	
八代郡	氷 川 町	174, 600	4, 100					900	
章北	芦北町			16, 300 💥	175 💥			500	※平均割(50%):一律16,300円世帯割(45%)遠距離(5%):428円/km 役場本庁又は基幹支所、出張所からの距離により算定
郡	津奈木町	148, 300 💥	1,800 💥					500	※距離割(1点当り1,800円)役場からの距離に応じ 3点~9点。
	錦 町	262, 350	594					1,000 💥	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
球	あさぎり町	% 1	% 1					1, 100	※1 平等割;戸数区分により280,000~560,000円 均等割(1戸);戸数区分により1,800~300円※2 費用弁償について、人吉市及び球磨郡以外は 2,200円支給。
场人	多良木町	273, 700 **1	1, 591 **1					1,500 *2	※1 全体の予算の7割を平等割、3割を世帯割として区長に配分している。(年額平均391,000円)※2 九州外 2,000円
	湯 前 町	294, 000	1, 140					1,600 💥	※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
磨	水上村	273, 000	*					1,600	※甲地区2,500円、乙地区2,300円。
	相良村	*	*					1, 200	※世帯割・均等割 219,000円(世帯割、均等割それぞれ半額率による計算)
郡	五木村	200, 000	% 1					% 2	※1 世帯割:1,500円が18地区。2,500円が4地区。 ※2 費用弁償は自宅からの距離により変動。
	山江村	203, 000	1,000					1, 700	
	球磨村	*	*					1,000	※50戸以下 150,000円 100戸以下175,000円 150戸以下 200,000円 151戸以上 225,000円
天草郡	苓 北 町	200, 900	1, 385					1,000	

	(0)	<u> </u>	報	西州		額		費用	弁 償	(年四:11)
郡	・町村名	年額として 医師	ている場合 歯 科 医	月額として 医師	にいる場合歯科医	日額として 医師	(いる場合 歯 科 医		新 新 医	備考
下益城郡	美 里 町	% 1	% 1					2,000 ※2		※1 任命権者が町長の承認を得て予算の範囲内で定める額※2 半日につき 1,000円
_	玉東町	163, 000	163, 000					10,000	10,000	
玉	和水町	163,000 💥	149,000 💥					10,000	10,000	※1校につき
名郡	南関町	163, 000	149, 000					*	*	※町内600円、町外1,800円。職務を行 うために出勤した時の日当は、1日に つき10,000円。
Alla	長 洲 町	167, 600	167, 600					10, 000	10,000	
菊	大津町	182, 000	182, 000					10, 000	10, 000	
池郡	菊 陽 町	182, 000	182, 000					10, 000	10, 000	
阳	南小国町	222,000 ※	222,000 ※					1,000	1,000	※小学校が3校、中学校が1校あり、4校検診しているが、医師が1名になったため、4校とも1名の医師が検診している。年間222,000円×4校=888,000円歯科医についても1名なので年間222,000円×4校=888,000円
	小国町	200, 000	200, 000					10, 000	10,000	
蘇	産山村	180, 000	180, 000					1,000	1,000	
郡	高森町	84,000	84, 000 ※1					% 2	* 2	※1 定額に児童数割として84,000円 ÷町内全児童(生徒)数×担当児童(生徒)数分を加算。※2 費用弁償として、旅費を学校医29,760円、歯科医20,000円支給。
	南阿蘇村	176, 000	176, 000					2,000	2,000	
	西原村	219,000	219, 000					10, 000	10,000	

	(0)	子(など) インテ(な) 報 酬 額 【							弁 償	(辛四:11)
郡	· 町村名	年額として	ている場合	月額として	こいる場合	日額として	ている場合	費 用 (日 🖺	省額)	備考
	, ,, ,	医 師	歯 科 医	医師	歯 科 医	医師	歯 科 医	医 師	歯科医	VIII
上	御船町	217, 500	217, 500					10,000 ※	10,000 **	※日当は、宿泊を伴う場合のみ支給
益	嘉島町	203, 300	203, 300					10,000	10,000	
城	益城町	222, 000	222, 000					10,000	10,000	
	甲佐町	212,900 💥	212, 900 💥					10, 100	10, 100	※1校につき
郡	山都町	163, 000	163, 000					11,000	11,000	
代郡	氷 川 町	173, 500	173, 500					2,800	2,800	
葦北	芦北町	150,000	120,000					13, 700	13, 700	
郡	津奈木町	150,000	120,000					14, 200	14, 200	
	錦町	246,000 💥	219,000 💥					6,000	6,000	※1校につき
	あさぎり町	246, 000	219, 000					6,000	6,000	
球	多良木町	219,000 💥	219, 000					6,000	6,000	※内科医は246,000円
	湯 前 町	246,000 ※1	219, 000					6,000 ※ 2	6,000 💥2	※1 内科医以外は、219,000円※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
磨	水上村	246,000 💥	219,000 💥					6,000	6,000	※報償費として支出。
	相良村					*	*	*	*	※村長が定める額
郡	五木村	223, 000 💥					16,000 ※			※内科・歯科については、村診療所 (人吉総合病院指定管理)で対応。他 科目医療については、近隣市町村の医 師。
	山江村	246,000 💥	219,000 💥					6,000	6,000	※1校につき
	球磨村	246, 000	219,000					10,000	10,000	
天草郡	苓北町	172,000	172, 000					1,000	1,000	

	(0)	報酬額					費用	弁 償	(十四:11)	
郡	・町村名	年額として医師	ている場合 歯 科 医	月額として 医師	ている場合 歯 科 医	日額として 医師	ている場合 歯 科 医	<u>(日)</u> 医師	当 額) 歯 科 医	備 考
下益城郡	美 里 町	※ 1	※ 1					2,000 💥2	2,000 💥2	※1 任命権者が町長の承認を得て予算の範囲内で定める額 ※2 半日につき 1,000円
玉	玉 東 町	163, 000	163, 000					10,000	10,000	
名	和水町	163,000 💥	149,000 💥					10, 000	10, 000	※1校につき
	南関町	163, 000	149, 000					*	*	※町内600円、町外1,800円。職務を行 うために出勤した時の日当は、1日に つき10,000円。
郡	長洲町	167, 600	167, 600					10,000	10,000	
菊池	大津町	182,000	182, 000					10,000	10,000	
郡	菊 陽 町	182,000	182, 000					10, 000	10,000	
阿	南小国町	222,000 ※	222,000 ※					1,000	1,000	※小学校が3校、中学校が1校あり、 4校検診しているが、医師が1名に なったため、4校とも1名の医師が 検診している。年間222,000円×4校 =888,000円 歯科医についても1名なので 年間222,000円×4校=888,000円
	小国町	200, 000	200, 000					10, 000	10,000	
蘇	産山村	180,000	180, 000					1,000	1,000	
郡	高森町	84,000 ※1	84, 000					※ 2	% 2	※1 定額に児童数割として84,000円 ÷町内全児童(生徒)数×担当児童(生徒)数分を加算。※2 費用弁償として、旅費を学校医29,760円、歯科医20,000円支給。
비사	南阿蘇村	176, 000	176, 000					2,000	2,000	
	西原村	219, 000	219, 000					10,000	10,000	

			報	画州		額		費用	弁 償	
郡	・町村名	年額として医師	ている場合 歯 科 医	月額として 医師	によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりにより	日額として医師	ている場合 歯 科 医	医師	当 額) 歯 科 医	備考
上	御船町	217, 500	217, 500							※日当は、宿泊を伴う場合のみ支給
益	嘉島町	203, 300	203, 300					10, 000	10, 000	
	益城町	222, 000	222, 000					10, 000	10, 000	
城	甲佐町	212, 900 💥	212, 900 💥					10, 100	10, 100	※1校につき
郡	山都町	163, 000	163, 000					11, 000	11,000	
代郡	氷川町	173, 500	173, 500					2,800	2,800	
葦北	芦北町	150,000	120,000					13, 700	13, 700	
郡	津奈木町	150,000	120,000					14, 200	14, 200	
	錦町	219,000 💥	219,000 💥					6, 000	6, 000	※1校につき
	あさぎり町	219,000	219, 000					6, 000	6,000	
球	多良木町	219,000	219, 000					6, 000	6,000	
	湯 前 町	219,000	219, 000					6,000 ※ 2	6,000 💥2	※1 内科医以外は、219,000円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加 算する。
磨	水上村	219,000 💥	219,000 💥					6,000	6,000	※報償費として支出。
	相良村					*	*	*	*	※村長が定める額
郡	五木村	223,000 ※					16,000 ※			※内科・歯科については、村診療所 (人吉総合病院指定管理)で対応。他 科目医療については、近隣市町村の医 師。
	山江村	* *	219,000 💥					6, 000	6, 000	※1校につき
	球磨村	219, 000	219, 000	_				10, 000	10, 000	
天 草 郡	苓 北 町	172,000	172,000					1,000	1,000	

	(9)	付加吸取的可				
郡	• 町村名	報 酉日会 長	M 額 額 委 員	費 用 (日 当 会 長	が 第一 第一) る 員	備考
下益城郡	美 里 町	2, 72	2, 2,		2, 2,	
玉	玉東町					
名	和水町	5, 800	5, 600	2, 200 💥	2, 200 💥	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については定額の2分の1に相当する額。町内 1,000円。
	南関町	5,600 ※1	5, 400 ※1	※ 2	※ 2	※1 4時間以下の場合、半額を支給。※2 町内600円、町外1,800円。
郡	長 洲 町	4, 000	4,000	500	500	
菊池	大津町	3, 800	3, 700	2, 200	2, 200	
郡	菊 陽 町	3, 800	3, 700	2, 200	2, 200	
	南小国町	3, 300 💥	3,300 ※	1,000	1,000	※条例で定めていないその他の非常勤職員の報酬となる
阳	小国町	3, 000	3,000	2,000	2,000	
蘇	産山村			4, 000	4, 000	
热作	高森町	5, 000	5, 000	*	*	※ 職員規定に準ずる。
郡	南阿蘇村	5, 000	3,000	2,000	2,000	
	西原村	6, 800	6, 800	2, 200	2, 200	

77.17	171-a [.] #a	報		費用	弁 償	/Hr
郡	・町村名	日 会 長	<u>額</u> 委員	(日 当 会 長	当 <u>額)</u> 委員	 考
上	御船町	4, 000	4, 000	1,900 💥	1,900	※ ※宿泊を伴う場合のみ支給。
益	嘉島町	6, 300	6, 100	2,000	2,000	
	益城町	6, 200	6, 200	2, 200	2, 200	
城	甲佐町	6, 300 💥	6, 300 💥	1, 500	1, 500	※会議または公務のため旅行に要した時間が4時間を超えない場合は半額を支給。
郡	山都町	6, 000	6, 000	2, 200 💥	2, 200	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町	5, 200	5, 200	900	900	
葦北	芦北町	4, 900	4, 900	500	500	
郡	津奈木町	5, 500	5, 500	500	500	
	錦町	5, 200 ※1	5,000 ※1	1,000 💥2	1,000 💥	〈2 ※1 職務従事が4時間以内の場合、会長2,700円、委員2,500円。 ※2 職務従事が4時間以内の場合は半額。
 1.	あさぎり町	4,600	4, 300	1, 100 💥	1, 100	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
球	多良木町	4, 200	4,000	1,500 💥	1,500	※ 1
	湯 前 町	4,600	4, 400	1,600 💥	1,600	※ ※宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
磨	水上村	4, 400	4, 100	1,600	1,600	
	相良村	4, 800	4,600	1, 200	1, 200	
郡	五木村	4, 700	4, 500	1,500 💥	1,800 🔌	※ 2000年 2
	山江村	4, 300	4, 100	1,700	1, 700	
	球 磨 村	4, 300	4, 100	1,000	1,000	
天 草 郡	苓 北 町	5, 700 💥	5, 700 💥	1,000	1,000	※会議が半日で終了する場合は、半日額 3,000円を支給。

_		(10)		<u> </u>			
-71	.17		報	西州	額	費用弁償	/+ts
君	β.	町村名	年額の場合	月額の場合	日額の場合	費用弁償(日当額)	備
下 益 坊 君		美 里 町	32, 300			2,000 💥	※半日の場合1,000円(集合時間より4時間未満)
E		玉 東 町	41, 000			1, 100	
名	7	和水町	40, 500			2, 200 💥	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については、定額の2分の1に相当する額。町内 1,000円。
	Ī	南関町	54, 000				
君		長 洲 町	58, 500			500	
桑		大津町	35, 100			2, 200	
君		菊 陽 町	35, 100			2, 200	
	南	有小国町	27, 000			1,000	
βĒ	可 /	小国町			3, 000	2,000	
煮		産 山 村				4, 000	
思		高 森 町	22, 000			*	※ 職員規定に準ずる。
君	ß 南	有阿蘇村	30, 000			2,000	
	Ī	西原村	33, 000			2, 200	

	(10)	報	<u>医女员</u> 酬	額		(辛四・1.1/
君区	町村名	• •			費用弁償	備 考
יוני	.1 11 VI	年額の場合	月額の場合	日額の場合	(日当額)	HIV HIV
上	御船町	33, 400			1,900 💥	※宿泊を伴う場合のみ支給。
益	嘉島町	30, 200			2,000	
城	益城町	38, 800			2, 200	
	甲佐町	37, 300			1, 500	
郡	山都町	40,000			2, 200 💥	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
代郡	氷川町	44, 600			900	
葦北	芦北町			4, 900	500	
郡	津奈木町			4, 800	500	
	錦町	48, 500			1,000 💥	※職務従事が4時間以内の場合は半額。
	あさぎり町	31, 400			1,100 💥	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
球	多良木町	48, 500			1,500 💥	※九州外 2,000円
	湯 前 町			4, 400 ※1	1,600 💥2	※1 会長 4,600円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
磨	水上村	29, 000			1,600	
	相良村			4,600	1, 200	
郡	五木村	50,000			1,700 💥	※自宅から役場までの距離により支給される。複数人のため平均値を採用。
	山江村			4, 100	1,700	
	球磨村	50, 000			1,000	
天草郡	苓 北 町	35, 000			1,000	

	(11)	人 迪阳等貝				(単位:円)
		報	西州	額		
郡	・町村名	年額の場合	月額の場合	日額の場合	費用弁償(日当額)	備考
下益城郡	美 里 町	55, 100			2,000 💥	※半日の場合1,000円(4時間未満)
玉	玉 東 町	50, 000			1, 100	
名	和水町	40, 000			2, 200 💥	※荒尾玉名地域及び山鹿鹿本地域の町外日当については、定額の2分の1に相当する額。町内 1,000円。
	南関町	30,000 💥				※謝礼として。
郡	長 洲 町					
菊池	大津町	38, 700			2, 200	
郡	菊 陽 町	38, 700			2, 200	
	南小国町	35, 000			1,000	
冏	小国町	30, 000			2,000	
蘇	産 山 村	55, 000			4, 000	
黑个	高森町			1,000	*	※ 職員規定に準ずる。
郡	南阿蘇村					
	西原村	54, 000			2, 200	

_	(11)	又 迪阳等貝	-m*[1]	J		(単位:門)
		報	西州	額	費用弁償	
郡	・町村名	年額の場合	月額の場合	日額の場合	(日当額)	備 考
上	御船町	83, 700			1,900 💥	※宿泊を伴う場合のみ支給。
益	嘉島町	81, 500			2, 000	
城	益城町		13, 100		2, 200	
	甲佐町		10, 200		1, 500	
郡	山 都 町	40,000			2, 200 💥	※町内、上益城郡内、美里町、高森町、宮崎県五ヶ瀬町への旅行は1,100円。
八代郡	氷川町	76, 000			900	
章北	芦北町	51, 900			500	
郡	津奈木町	51, 900			500	
	錦町			6,000 ※ 1,2	1,000 💥2	※1 立番 1,000円。 ※2 職務従事が4時間以内の場合は半額。
* 4	あさぎり町	30, 300			1,100 💥	※人吉市及び球磨郡以外は2,200円。
球	多良木町	34, 000			1,500 💥	※九州外 2,000円
	湯前町			4,400 ※1	1,600 💥2	※1 会長 4,600円 ※2 宿泊を伴う場合は、2,000円を加算する。
磨	水上村	74, 000			1,600	
	相良村					人吉地区交通安全協会相良支部へ補助金として1,000,000円支給。
郡	五木村	49, 000			1,800 💥	※自宅から役場までの距離により支給される。複数人のため平均値を採用。
HI	山江村	48, 000			1,700	
	球磨村	160, 000				日当額は決めていないが、限度額40,000円(出動回数に応じて)支給。
天 草 郡	苓 北 町	37, 000			1,000	